統計委員会 第13回国民経済計算部会 議事録

- 1. 日時 平成 26 年 10 月 1 日 (水) 9:30~11:20
- 2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用 1214 会議室
- 3. 出席者

(委員) 中島隆信部会長、中村洋一委員、櫨浩一専門委員、後藤康雄専門委員

(審議協力者) 宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、農林水産 省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局)伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室 政策企画調查官、小森総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官、丸山内閣 府経済社会総合研究所総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調查課長、谷 本国民支出課長、今井国民生産課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

- (1) 国民経済計算の次回基準改定と 2008SNA について
- (2) 国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

5. 議事録

○中島部会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「国民経済計算部会」第13回会合を開会 いたします。

私は現在、統計委員会の委員長代理をさせていただいておりまして、この部会の部会長 を務めさせていただく中島と申します。よろしくお願いいたします。

今日は早朝から委員の先生方にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。 まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

お手元でございますけれども、議事次第をおめくりいただきまして、資料の1番から資料の5番、それぞれの資料の右方に番号がついておりますけれども、5点、大きく資料がございます。

資料に過不足ありませんか御確認をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

○中島部会長

ありがとうございました。

今回、審議に参画いただく委員の方々のお名前は配布資料1に載せさせていただいております。今日は初回ということもありますので、皆さんから簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、名簿順でお願いしたいと思います。中村委員からお願いいたします。

○中村委員

法政大学理工学部の中村でございます。よろしくお願いいたします。

○中島部会長

次は、櫨専門委員、お願いします。

○櫨専門委員

ニッセイ基礎研究所の櫨でございます。

ユーザーの側からいろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いします。

○中島部会長

よろしくお願いします。

それでは、後藤専門委員、お願いします。

○後藤専門委員

三菱総合研究所の後藤でございます。

私は、最初は日本銀行に勤めた後に三菱総研に移りまして、統計を作る側の御苦労も多少は分かっているつもりですけれども、ユーザーとしての期間が大分長くなっておりますので、そちらの立場からいろいろと意見を申し上げさせていただくこともあると思いますが、しっかり勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中島部会長

よろしくお願いいたします。

それでは、宇南山審議協力者、お願いします。

○宇南山審議協力者

財務総合政策研究所の宇南山でございます。

もともと私は一橋大学から今は出向してきておりまして、肩書は役所の人間になっていますが、どちらかというと学術的な面から協力させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島部会長

よろしくお願いいたします。

また、本部会は各省庁から審議協力者として御参加いただいておりますので、財務省から順番にお願いいたします。

○藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○笠原経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室参事官補佐 経済産業省の笠原と申します。よろしくお願いいたします。
- ○肥後日本銀行調査統計局参事役

日本銀行の肥後と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官補佐 農林水産省の齋藤です。よろしくお願いします。
- ○中島部会長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

前田委員は、今日は所用により御欠席ということなので、次回以降にまた御挨拶をいただきたいと思います。

本部会は、9月10日、第79回統計委員会におきまして、統計法第6条第2項に基づいて、 内閣総理大臣から諮問された「国民経済計算の作成基準の変更について」というテーマで 審議を行います。

本作成基準の変更につきましては、平成23年産業連関表等の基礎統計を取り込む次回基準改定に伴って実施されるものでありますけれども、この次回の基準改定については、今回の基礎統計の取り込みに加えて国際連合において合意された、皆さん御承知のいわゆる「2008SNA」にも対応する予定になっています。

本部会においては、こうした08SNAへの対応を中心に、現行の作成基準の変更について、 客観的、学術的な妥当性、とりわけ統計利用者にとっての利便性。この点に関しては、現 統計委員長も、非常に重要なステークホルダーとしての国民並びに統計の利用者、活用者 の利便性ということをかなり強調されておりますので、この観点から特に審議をお願いし たいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に部会長代理の指名を行いたいと思いますが、統計委員会令第1条第5項の規定に基づきまして、部会長からあらかじめ職務を代理する方を委員の中から指名することとされております。私は是非、中村委員にお願いしたいと考えておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○中村委員

お引き受けいたします。

○中島部会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

資料2「国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて」、資料3「諮問第70号国民経済計算の作成基準の変更について(諮問)」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

内閣府国民経済計算部企画調査課長の多田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に、資料2と3を御用意いただければと存じます。基本的には資料2に基づきましてスクリーン上で御説明をいたしますけれども、必要に応じて資料3も御参照いただきたく存じます。

まず、スクリーンを御覧下さい。

ここでは、国民経済計算の基準改定とはどういうものか、そして、次回の基準改定の位置づけについて簡単に御説明をいたします。

まず、そもそも我が国の国民経済計算とは、約5年おきに作成、公表されます産業連関

表などをベンチマークとしまして取り込み、過去の計数を再推計する取組であります。や はり約5年ごとに行っているというものでございます。

最も直近に行われた基準改定は、平成23年度に実施されました平成17年基準改定であり、 現在の我が国のSNAは平成17年基準となっております。

では、次回の基準改定がどのような位置づけになるのかということですが、実施時期としましては、平成28年中ということをめどに目指すこととしております。その際には、先ほど、部会長からございましたけれども、現在、総務省を中心に推計作業を行っています平成23年産業連関表を取り込む予定ですが、そうしたいわゆる通常の基準改定プロセスに加えまして、新たな国際基準であります2008SNAの対応も併せて行うことを目指しております。

新たな国際基準の対応を行うという観点で、今回、諮問事項となっております国民経済 計算の作成基準の変更について検討を行う必要があるということでございます。

少しページが飛びますけれども、ここのスクリーン上の表では、最近、数回の基準改定 の歴史というものをおさらいしております。

現在の我が国のSNAが準拠しております国際基準というのは1993SNAですけれども、その1993SNAへの対応というのは、平成12年度に行われた平成7年基準改定において、当時、最新の産業連関表であります平成7年表の取り込みとともに実施をしております。これが一番上の行になります。

平成12年基準というのは、産業連関表の取り込みのほかは、どちらかというマイナーチェンジだったわけですが、直近の平成17年基準改定では平成17年産業連関表などを取り込むとともにFISIM、これは間接的に計測される金融サービスと呼ばれていますけれども、そちらの導入をはじめとしまして、93SNAあるいは2008SNAの考え方を一部踏まえた概念の変更を行いました。

この平成17年基準改定は新統計法施行後、初めての基準改定だったわけですが、こうした体系の変化を伴うものでしたので、やはり作成基準の変更というものが行われたということでございます。

次に、SNAの作成基準とは何かということでございますけれども、お手元の縦長の資料3には去る9月10日、第79回統計委員会における諮問関連資料というものをお配りしております。

恐縮ですけれども、上から4枚目、右方に別紙2と書いてある資料があるかと思います。 そこから8枚ほどが作成基準の今回の変更諮問案となっております。

簡単に申し上げますと、国際基準に準拠したSNAの作成に当たっての大枠を定めるという ものがこの作成基準でありまして、具体的にはどういう勘定を作成するか、その勘定にど ういう内容を記録するのかといった基礎的かつ重要な概念を記したものということでござ います。

スクリーンにお戻りいただきたいと思います。

この作成基準というものは、統計法の第6条に規定されているものでありまして、その 設定や変更に際しては、統計委員会の御意見を伺うということとなっております。

繰り返しになりますけれども、次回、基準改定で予定しております新たな国際基準の2008SNAの準拠ということに向けまして、作成基準の変更を検討する必要があるということでありまして、統計委員会にお諮りをしたところでございます。

下の明朝体のところですけれども、これまでの作成基準の設定変更の経緯を示しておりますので、併せて御参照いただければと思います。

次に、ここでは次回基準改定までの大まかな行程というものの案を表の形で示しております。

表の上半分は、このSNA部会で御審議をいただく作成基準の答申までのスケジュールを示しておりまして、ここにありますように2月ごろまで御審議をいただいた後、2月を目途に統計委員会としての答申をいただきたいと考えている次第でございます。

また、下半分はその先の実務作業の段取りとして現在の想定を示しております。

来年の6月に産業連関表の確報というものが公表される予定となっておりますので、推 計作業が本格化をしてまいります。

平成28年12月上旬以降、順次、この新しい次回の基準のもとでの計数を公表していくことを目指しております。

このようなタイトなスケジュールの中で推計作業を行っていくという姿になっている次 第でございます。

次に、国際基準であります「2008SNA」とは何かという点について御説明をします。

これは言わずもがなですが、まず2008SNAというのは、国連で合意された国民経済計算に関する最新の国際基準でございます。前身であります1993SNAからの変更事項は、63項目に及びます。

その全体像は、お手元の資料3、先ほどの資料でございますが、後ろの5枚ほど、こちらが参考4という形でこの資料の中に組み込まれておりますけれども、ここにリストという形でこの項目を網羅的にお示ししておりますので、こちらも後ほど御参照いただければと思います。

またスクリーンに戻っていただきまして、この2008SNAというのは、大きく見れば前身の1993SNAをベースにしたものではあるのですけれども、1993SNAを策定された90年代以降の経済金融環境の変更を織り込んだ改定というものがなされております。

具体的には4つの分野に集約されるというものでございます。

1つは、非金融資産、すなわち実物資産の範囲の拡張などということでございます。

ここには研究開発、いわゆるR&Dを投資として扱うあるいは政府による兵器への支出を投資として扱うといった事項が含まれております。

2つ目は、金融セクターのより精緻な記録ということでございまして、雇用者ストック オプションというものを新しく記録するあるいは確定給付型の企業年金の年金受給権の記 録方法をいわゆる発生ベースで記録するよう改善するといった事項から成っております。

3つ目は、一般政府や公的業の取り扱いの精緻化ということでございまして、一般政府と公的企業の間の例外的、特別な支払いの取り扱いの方法ということについての記述がありますのと、ここには書いておりませんけれども、もう一つ大きいものとして、実はこれは日本では既に前回の平成17年基準改定で対応しているわけですが、政府関係諸機関を一般政府に区分するのか公的企業に区分するのか、あるいは民間法人ということで区分するのかといった基準の明確化なども、この2008SNAの中では記述がされているということでございます。

最後、4つ目ですが、国際収支統計の国際基準でありますいわゆる国際収支マニュアル第6版というものがありますけれども、そちらとの整合性ということで、ここでは、例えば財貨について、所有権が移転したものを輸出入として記録するという原則を徹底させましょうということなどが盛り込まれているといった次第でございます。

次に、こうした2008SNAという国際基準に対応していく改定を行うことによって、統計利用上の意味合いとして大まかな考え方というものを示しております。

各論点については、次回の基準改定で目指している変更の内容とあわせまして、詳しい 御説明は各回の御審議の際にその都度お示ししていきたいと考えておりますけれども、これはあくまで概略として主な事例を御紹介したいと思います。

1つは、R&Dといういわゆる知識資本につきまして、これまでのように費用としてその年に使い切ってしまうという性質のものではなくて、ほかの設備投資と同様に固定資産として蓄積され、各産業の生産活動に貢献するという経済の実態を反映できるという点でございます。

こうしたR&Dの投資は、近年では、大まかな数字ではありますけれども、年間15兆円規模といわれておりまして、こうした規模のものをきちんと捕捉できるようになるという意義がございます。

2つ目ですけれども、「雇用者ストックオプション」というものに代表されますように、これまで日本のSNAで記録していなかった新しい金融資産などを捕捉できるようになるという点がございます。言いかえれば、提供情報が豊富になるということかと考えております。

さらに、関連して確定給付型の企業年金の受給権ということにつきましては、今後のこの部会でも詳しく御説明をさせていただきたいと思いますけれども、これまでも日本のSNAの中では金融資産、負債の残高として、年金受給権を記録する際にはいわゆる発生ベースで記録はしていたのですが、その対象、カバレッジが財務諸表情報が利用できる上場企業中心に限られていました。これを今回の2008SNA対応の一環として、推計というものも交えまして、非上場分も含めた一国ベースで捕捉するとともに、確定給付型の企業年金の積立状況などが明確に記録されるようになるといった点がございます。

4つ目ですけれども、公的企業と一般政府の関係の例外的な支払いということで、それ

の取り扱いを精緻化するということに関しまして、公的企業から一般政府への例外的な支払いの具体例としましては、いわゆる財政投融資特別会計から一般会計等への繰入、これは例えば、2006年度で12兆円程度あったわけですが、こういったものが存在します。

現在の日本のSNAでは、これがいわゆる財政収支に影響するような形で記録がされておりまして、これがある意味、財政収支の数字の変動を大きくする要因となっていたわけですけれども、2008SNAへの対応の中で、これらの支払いを財政収支に影響しないように記録するということで、この財政収支について、より基調的な動きが分かるようになるという点がございます。

最後でございますけれども、例えばR&Dを投資として扱うなどによりまして、GDPに影響がございます。こうしたGDPを含めたSNAの諸計数、指標につきまして、国際比較可能性が向上するという点があります。

後に述べますように、主要な諸外国ではことしまでに2008SNAへの対応を終える予定となっておりまして、ある意味、日本のGDPの水準が各国とは厳密に比較可能でない時期というのが当面出てくるわけでございますけれども、2008SNA対応ということをしっかり行っていきますことによって、こうした国際比較可能性を取り戻すことになるということでございます。

次に、主な諸外国の2008SNAの対応状況について御紹介します。

済みません。パワーポイントのPCの都合上、画面表示でお願いをいたします。大変申しわけございません。

こちらを見ていただくと、少し小さい字で恐縮ですけれども、主な諸外国の対応状況と いうことでございます。

一番上のオーストラリアにつきましては割と早く2009年に対応したのですけれども、その他の国は大体一昨年から今年にかけて順次対応してきているという状況でございます。

真ん中の列に赤い点線で囲っておりますが、国際基準に対応したことによります各国の名目GDP水準への影響を示しております。ばらつきはあるわけですけれども、大体、1%台半ばから3%台半ばというのが相場観となっております。

このGDP水準押し上げ効果の大きな部分は、各国の資料等を精査しますと、やはり研究開発、R&Dを投資として扱うということよる影響が大宗ということになっております。

なお、この表を見ていただく際に、各国との国際基準への対応というのは、日本が目指しているのと同じように、各国のSNAにおける基準改定というものと同時に行っております。ここでパーセントポイントでお示しした数字のほかに、実際には基礎統計の取り込み等によってGDP水準が変化している、その点には御留意をいただければと思います。

言いかえれば、ここに載せました数字はあくまで国際基準対応でどれぐらい水準が変化 したのかということをお示ししたものでございます。

次に、こちらに参考資料としまして、欧州統計局が今年1月時点で欧州各国、EU加盟国について国際基準対応、実はヨーロッパでは2008SNAというのは、ESA2010と呼ばれており

ます。そこだけ御注意いただければと思います。それによる名目GDP水準への影響といった ものをまとめておりますので、その資料の御紹介です。

2014年1月時点ということで少し古いので、実際にはその後、どうも数字も変わってきている点もあるようなので注意は必要なのですけれども、GDPウェイトで換算しました欧州全体の平均としては、こちらにありますようにGDPを2%台半ばぐらい押し上げるという相場観になっております。

このグラフで右端に $4\sim5$ %という少し大き目の国がありますけれども、こちらはR&Dが相対的に強いといわれていますフィンランドとかスウェーデンといった国が含まれているという状況でございます。

もう少し計数的なイメージをつかんでいただくために、代表例として、アメリカとドイツというものを例にして時系列の動きをお示ししています。

まず、ここのページでは名目GDPの水準というものを見ております。左側はアメリカですけれども、改定前が赤い破線、青い実線が改定後ということでございます。棒グラフはその改定差を示しています。

なお、ここでの改定差は国際基準への対応と基礎統計の反映とを合わせたいわゆる全体 効果になるわけですけれども、基準改定効果だけを取り出すとしても、姿は基本的に変わ らないと考えております。

右側がドイツで同じようなグラフを作成しています。

これらのグラフから得られる基本的なメッセージということなのですけれども、各国の経験則からしますと、こういった国際基準対応によってGDP水準は基本的には上方にシフトしているということかと考えております。

次でございますけれども、同じことを名目GDPの成長率ということで見ています。

ここでも左にアメリカ、右にドイツというものを示していますが、先ほどと同じように 赤い破線が改定前、青い実線が改定後ということでございます。

細かい違いは少しずつあるわけですけれども、これも各国の経験則としましては、成長 率の変化というものは相対的には限定的と言えるのではないかということでございます。

次に、今後のSNA部会の予定と審議事項というものを表の形でお示しをしております。

本日以降、各回の会合におきまして、いわゆる各論を御議論いただきたいと思っておりますけれども、各回のテーマというのは、恐縮でございますが、資料3ということでお配りしました諮問関連の資料の2枚目に、下段の方に審議事項①~④という形で示されているかと思います。そうした審議事項を、いわば散りばめたものとなっております。

これらのテーマにつきましては、各国共通して対応していますR&Dとか兵器システムの資本化といったような2008SNA対応を中心に作成基準の変更の検討が必要で、かつ統計利用上の観点から重要となるであろう事項を基本としています。

それとともに、作成基準の変更自体は一義的には必要ないと考えられるものでありましても、やはり統計利用上の影響という観点から御審議いただきたい事項というものも含ん

でいるということでございます。

スクリーン上の説明は以上でございますけれども、最後に作成基準の変更について若干だけお時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思います。

お手数ですが、縦長の資料3をもう一度御用意いただきたいと思います。その後半に横 長の資料で、字が小さくて恐縮なのですが、参考3という横長の資料がございます。

ここでは、現行の作成基準と諮問案としてお示しをした変更との新旧対照というものを 示しておりまして、右側が現行、左側が変更案ということでございます。

今回、御審議いただく事項によります作成基準の変更の検討の一例としまして、例えば R&Dを新しく固定資産として扱うということがありますけれども、こちらについては、この 参考3の中の2ページ目に左側の列の真ん中から少し下のところに下線部がございます。

「なお」というところで「固定資産には」、中略しますが「研究・開発等の知的財産生産 物を含む」という形で変更案というものをお示ししている次第です。

各審議事項に係る作成基準の変更案とその関係につきましては、事務局として考えております変更の有無のあり方も含めまして、それぞれの回のそれぞれの議題の中でまた御紹介をさせていただきたいと思います。

このほか、今の作成基準につきましては、箇所によって記述のあり方、形式が少しまちまちな部分がありましたので、この機会に横の統一を図るように変更したいと考えております。

例えば、同じく横長の参考3の1ページ目にもう1回戻っていただきまして、右側の現行のところで5の(1)のイというところが「所得の発生に関する勘定」、これは下の方にございますけれども、そこでは一連の記述をパラグラフ形式で行った後に、最後に黒ポツ形式でどういう項目が含まれるのかという記載があるのですが、同じ1ページの右側の一番下から次の2ページ目の冒頭にかけてのウの「第1次所得の配分に関する勘定」というものでは、こうした黒ポツ形式ではなくて、パラグラフ形式の中ですっきりと関連する記述が盛り込まれております。

こうした箇所によってまちまちな記述方法について、今回の変更案では、例えばもう一度1ページの左側のイ「所得の発生に関する勘定」というところの変更案にありますように、黒ポツ形式はやめてパラグラフ形式の中で必要十分な記述を行うという形にしております。これらは多分に形式的なものでございますけれども、今回の作成基準の見直しを機に整理を行ってはどうかという趣旨で併せて御紹介をさせていただいております。

今回、パワーポイントの資料ということで、なかなか不慣れなところがありまして大変 失礼いたしましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○中島部会長

ありがとうございました。

今回、特に委員の先生方にとっては既に御存じの内容も多かったと思うのですけれども、 部会の審議内容を実際に議事録等で国民向けに公表していくプロセスにおいて、やはりこ のように分かりやすく、普通に特に専門の方が御覧にならなくてもどういうところが変わり、どう良くなるのかというところがしっかり説明できるようにということを意識して、 計算部にはこのような資料を作成していただいたという次第です。

それでは、ただ今の御説明に対して、これは細部に渡る内容ではなく、今回の基準改定がどういう意図でどういう枠組みでなされるかという概要ですけれども、御意見をいただければと思いますが、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

よろしいですか。概要なので現時点でのお話で、細かい点については今後議論を詰めていくことになるのですけれども、内容的には概要としてはこれでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は資料4です。「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について①」と書かれている横長の同じくパワーポイント資料なのですが、こちらについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

それでは、再びスクリーン上で御説明をいたします。

まず、ここでは目次を示しております。

本日は、今回諮問の第1回目の御審議ということもありまして、R&Dを投資として扱うと か雇用者ストックオプションといったような個別論点というよりは、より基盤的な部分で あります分類といった点につきまして、大きく2点を扱いたいと考えております。

1つは、産出と投入あるいは付加価値などを記録する産業の分類、日本のSNAでは伝統的に経済活動分類と呼んでおりますけれども、それを次回の基準改定に向けてどう変更していくのか。

もう一点は、所得の配分から資本の蓄積あるいは収支尻あるいは貸借対照表に至る一連の勘定を記録します制度部門という分類につきまして、更に精緻化するべき点がないかということで、具体的には後ほど述べますように、私立学校の取り扱いについて御説明をし、御議論をいただきたいと思っております。

これらの論点は、必ずしも2008SNAにおけます93SNAからの変更事項63項目に入っている わけではないのですけれども、今回お示ししようとしています案につきましては、これま で日本のSNAが必ずしも国際基準の考え方とは合っていなかった部分につきまして、次回の 基準改定という機会に国際基準、すなわち2008SNAの考え方に、より整合的に変更してはど うかという試みでございます。

まず、経済活動分類の変更について御説明をいたします。

詳しく説明する前に、この資料の全体の見方ですけれども、各資料の青いヘッダーの部分ですが、こちらは国際基準でありますSNAのマニュアル、2008SNAということになりますけれども、そこにおけます考え方を示したものでございます。

あと、お手元のところで資料4の3ページのところを見ていただきたいのですけれども、 黄色いヘッダーがございます。この黄色いヘッダーは現行の我が国のSNAでの取り扱いといったものを記録するパーツでございます。 さらに、同じページに緑のヘッダーというもの がありまして、こちらは次回の基準改定で目指す姿ということで整理をしておりますので、 資料を御覧になる際の参考ということでお願いできればと思います。

スクリーンに戻っていただきまして、まず、SNAの国際基準では、生産活動を捉える概念 としまして「産業」というものが示されております。

この産業というものがどういうものかといいますと、いわゆる企業の単位というものではなくて、企業の下にあります事業所の単位というものに着目をしまして、同じ種類の財とかサービスを主力の生産物として産出している事業所、これを1つのグループとして集約して幾つかのグループにグルーピングするという概念でございます。

SNAの国際基準におけるこの産業の分類というのは、やはり同じく国際基準であります国際標準産業分類、略称はISICと呼ばれていますけれども、そちらと整合的なものとなっております。

ちなみに、1993SNAというのは、ISIC改定第3版、2008SNAはISIC改定第4版というものとそれぞれ整合的なものとなっております。

そして、諸外国のSNAに目を転じますと、それぞれの国でそれぞれの産業分類が設定されているわけではございますけれども、基本的にはこのISICというものとの整合性を意識した産業分類というもので産業別のGDPなどが作成、公表されているという形になっております。

次に、現行の日本のSNAにおけます経済活動分類というものを大分類の形で見てみます。これは、このページの右側のボックスになりますけれども、まず、日本の今のSNAの分け方としましては、まず「1.産業」、「2.政府サービス生産者」、そして「3.対家計民間非営利サービス生産者」と区分をいたしまして、それぞれその内訳を括弧書きの数字であらわされているように示すという形になっております。

左下に明朝体で小さい字で恐縮ですけれども、この方法というのは、実は1993SNAよりも さらに1つ前の1968SNAという国際基準における伝統的な考え方になっております。

また、この右側の真ん中より少し下に「(11)サービス業」というものがありますけれども、このサービス業という中には実はさまざまな業種が含まれておりまして、後ほど見ますように、ISICベースというものの分類と比べますと、少し粗目の分類になっているというところでございます。

こうした分類で何が課題になっているかと申しますと、いわゆる産業別、経済活動別の GDPといったものを国際比較する際に少し混乱が出ているという点がございます。

ここで、ISICベースでの産業分類の大分類というものがどうなっているのかということについて見てみます。

日本のSNAとは異なり、先ほど申し上げたような産業、政府サービス、対家計民間非営利

サービス生産者という区分ではなくて、ここにありますAの「農林漁業」からSの「その他のサービス業」という形で分類をしまして、産業の種類にはよるわけですけれども、各産業の中に、市場性のある例えば民間部門も含まれれば、市場性のない例えば政府部門も含まれるという形になっております。

例えばPの「教育」というところを見ていただきますと、ここに民間の学校や教育機関も含まれれば、国公立の学校も含まれるという形になっております。

また、先ほど申し上げたように、サービス業ということで見ますと、この右側のところではIの宿泊・飲食業、あとは、MやNの専門、科学技術あるいは業務支援サービスといったもの、Pの教育、Qの保健衛生といった形で、比較的詳しい分類がなされているということでございます。

翻って、日本のSNAの産業分類は先ほど見たような特徴がございますので、例えば(11)のサービス業といったものを国際比較可能な形でもう少し細かく見たいというニーズにお応えするのが難しい状況になっているということでございます。

あるいは、先ほど例に挙げました教育につきましては、この右側のパネルでいきますと、「1.産業」の(11)のサービス業、「2.政府サービス生産者」の(2)のサービス業、そして「3.対家計民間非営利サービス生産者」の(1)の教育と、散らばってしまっているということでございます。

こうした問題意識から、次回の基準改定におきましてはISIC改定第4版というものの大分類と可能な限り整合的な分類として、国際比較可能性の向上を目指したいと考えております。これに伴いまして、現行の「(11)サービス業」といったものがもう少し細分化されまして、統計利用者の利便性の向上にも貢献できるのではないかと考えている次第でございます。

具体的な日本のSNAとして目指す姿としては、このページの緑のところですけれども、左側のボックスの形になっております。右側には先ほど見ていただきましたISICベースの分類が示されております。基本的には両者の対応関係がとれるような形というものを考えております。

この中で、例えば左側でいきますと12番というところに「専門・科学技術、業務支援サービス業」というものがあります。これは、右側のパネルの方ではMの専門、科学技術というものとNの業務支援サービスに分かれているのですけれども、日本の場合、基礎データ推計上、どうしても区分が難しいところがございまして、ここは両者を集約した分類案という形にしております。

ただ、実は国際比較という点では、代表的にはOECD、経済協力開発機構というところが ございまして、そちらが国民経済計算のデータベースというものを作っていまして、その OECDが各国に毎年クエスチョネアという形でデータ提供依頼を行って、それを集計してい るということを行っているわけですけれども、そこでの区分というのは右側のボックス内 の仕切り線、線を横で引いていますが、このような形になっています。 何を申したいかといいますと、MとNというのは、この同じ仕切り線の中に入っているわけですけれども、こうした国際比較用の土俵、あくまでOECDということではございますが、その土俵の上でも集約されておりますということで、このように理想としては必ずしも到達し切っていないのですけれども、足らざる部分というのは、比較的限定的なのではないかと考えております。

次に、ここのページでは経済活動分類に関するまとめとしまして、これまでの御説明と の重複もありますけれども、統計利用上の観点というものをお示ししたいと思います。

なお、ほかの審議事項でも同様に、最後のページで統計利用上の観点ということをまとめた資料を御紹介していきたいと考えております。

まず、第1に今回の分類変更を目指して行っていくことによりまして、2008SNAが立脚していますISIC改定第4版というものとの可能な限りの整合的な分類が行われて、産業別GDPなどの国際比較を行いやすくなるという点があるのではないかと思っております。

先ほど御紹介した例も含めて、どうしてもISICの定義範囲との相違がある点につきましては、用語解説などで統計利用者への情報提供を工夫していくことが我々としては大事だと思っております。

また、少し付言をいたしますと、今回の変更によりまして、日本標準産業分類、いわゆるJSICというものとの整合性も結果として高まると考えております。

第2点としまして、サービス業が細分化をされまして、例えば宿泊・飲食、専門・科学技術、業務支援サービス、教育、保健衛生・社会事業といったものが見えるようになるということでございます。

3点目として、その逆でございますけれども、今回の変更によりまして従来型の産業、 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者という区分は取りやめられるとい うことでございます。

経済活動分類につきましては、以上でございます。

次に、制度分類の精緻化という、この資料の第2点目に移らせていただきたいと思います。

制度部門というのは、口頭で申し上げますと、所得の受取、処分あるいは資金の調達や 運用といった意思決定を行う主体、いわゆる経済主体ということになりますけれども、そ の経済主体として大きく5つにグルーピングをするという概念でございます。

その5つと申しますのは、非金融法人企業、あとは金融機関、一般政府、家計、そして 対家計民間非営利団体という5つから構成されております。

今回は、この中でこの対家計民間非営利団体、これも略称でNPISHという言葉を使わせていただきますけれども、そちらに着目をしているということでございます。

まず、国際マニュアルにおけます2008SNA、93SNAもそうなのですけれども、NPISHの定義 というものについて見ていきたいと思います。

端的に申し上げますと、市場性がない、いわゆる非市場の財・サービスを供給していて、

かつ政府による支配がないというものが国際基準上はNPISHというものに分類されております。

このうち、市場か非市場かということにつきましては、この提供される財・サービスが、 抽象的には経済的に意味がある価格で供給されているかということで、そうであれば市場、 経済的に意味がなければ非市場という区分が行われております。

ただ、より具体的な実務的な指針としまして、いわゆる50%ルールというものが国際マニュアル上推奨されているところでございます。

50%ルールというのは、この明朝体の下の※2、小さい字で恐縮ですけれども、そちらにございますように、対象となる主体の財・サービスの売上高というものが、その生産にかかった費用の合計と比べて50%以上になっているかどうかということで市場性を判断しようというものでございます。

ここで生産費用というのは、中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗等からなるところで ございます。この売上高生産費用比率が50%以上ということですと市場生産者、50%未満 だと非市場生産者と分類されます。

実は、日本の今のSNAでは、政府関係諸機関につきましては、例えば独立行政法人とか特別会計とか、認可法人あるいは特殊法人、そういったものでございますけれども、そういった政府関係機関につきましては、前回の平成17年基準改定の際に原則としてこのルールを適用したということでございます。

次に、国際マニュアル上の制度部門のやり方というものを決定樹という形で模式化した ものがこの図ということになります。

太い実線が当てはまる場合、点線の方は当てはまらない場合ということを示していますけれども、真ん中ら辺に非市場かどうかということがありまして、それがイエスであれば左側に行きまして政府が支配するのかどうかという基準になりまして、それがイエスですと一般政府ですが、それがノーですと、この赤い枠で囲ったNPISHになるということが御理解いただけるかと思います。

残りの制度部門につきましても、見にくいですが、二重枠線のボックスで示しておりますので、例えば非金融法人とか金融機関といったところもこういったディシジョンツリーというものが示されているということの御紹介でございます。

次に、今の日本のSNAにおけますNPISHというものがどうなっているのかということでございます。

政府関係機関の話を先ほど申し上げましたけれども、独法ですとか特殊法人などから成ります政府関係諸機関というのは、決算データ等が網羅的に利用できまして、検証が容易なのですが、そことは事情が異なりまして、民間の機関ということで数も大変多く、実務的な検証がかなり困難という制約があります。そういうことから、今の日本のSNAでは、50%ルールを適用していることはございません。

では、その代わりにどうしているかといいますと、2番目の◆のところですけれども、

特定の産業として、例えば学校教育、労働団体、政治団体等に属するもので経営組織の形態が会社以外の法人、あるいは法人でない団体であるようなものをNPISHとして定義をして整理をしているということでございます。

結果としてどういうことが起きているかということですけれども、3つ目の◆にありますが、事後的にデータを見てみますと、私立学校というものにつきましては、売上高生産費用比率というものが50%を大きく超えているということになっておりまして、つまり、SNAの国際基準の世界では市場性があると考えられるにもかかわらず、日本では非市場のNPISHになっているということでございます。

具体的なデータは、下の表のところに今の国民経済計算年報という公表資料から作成したものを用意していますけれども、私立学校を大宗として含みます教育という欄を見ていただきますと、民間の部分ですが、売上高生産費用比率が5カ年の平均で安定的に7割程度になっているということでございます。

ちなみに、1つ下のその他ということについては事後的に見ても50%を下回る結果にはなってございます。

そこで、次回の基準改定におきまして、この私立学校の扱いを整理してはいかがかということを考えております。

具体的に、政府関係諸機関の分類の考え方との一貫性というものを重視いたしまして、つまり、SNAの国際マニュアルであります2008SNAマニュアルとより整合的な形で私立学校の部門分類を現行の非市場であるNPISHではなくて、市場性のある部門、具体的に5つの中では非金融法人ということになりますけれども、そちらに分類してはどうかと考えております。

ここで、非金融法人企業といいますと、語感としまして営利性があるかのような印象を与えてしまうのですけれども、実はそうではないということを下の図でお示しをしたいと思います。

下の表にSNAの国際マニュアルにおいての考え方を示しております。

ここでは、NPISHを包含しますいわば上位概念としまして、非営利団体、略称ではNPIですけれども、そういった概念がございます。NPIかどうかというのは、簡単に申し上げますと、利益配分が認められていないかどうか、つまり、利益配分が制度上できない機関はNPI、できる機関はNPIではないということになります。このNPIというものは、その供給するサービスの市場性によりまして、やはり市場生産者か非市場生産者かに大別されます。

右側の非市場というところを見ていただきますと、さらに政府支配があるNPIとそうではないかということに分かれまして、政府支配がありますれば5つの制度部門の中では右端の一般政府、政府支配がなければ、その隣のNPISHということになります。

一方、左側では市場生産者ということを示していますけれども、市場生産者の中には、例えば、専ら企業に対してサービスを提供します、いわゆる経済団体のような対企業NPIというものと、それ以外の市場NPIというものに分けられるところでございます。

これらは、いずれも制度部門としましては一番下にありますように基本的には非金融法 人企業ということになります。

ちなみに、教育のうち国公立というものにつきましては、50%ルールの判定では非市場になりまして、政府支配がありますので、ここでは一番右の欄、制度部門としては一般政府になっております。

これに対しまして、私立学校ということですけれども、先ほど申し上げましたように、 今の日本のSNA上では私立学校といいますのは、青い枠線のところを見ていただきたいと思 いますが、こちらの非市場でかつ政府支配がないNPIということになっておりますけれども、 こちらにつきましては、次回の基準改定では隣にあります緑の枠の市場性がある対企業NPI 以外のNPIというところに位置づけを変えたいということでございます。

これによって、何を申し上げたいかといいますと、いわゆる制度部門としては非金融法人企業になるわけですけれども、そういう形で私立学校の扱いが変更されることになりましても、いわゆる利益配分可能な営利性のある企業として扱うことにはならないということを御確認させていただきたいという趣旨でございます。

次に、私立学校の位置づけを変更することによります計数面への影響として、統計利用者にとっても御関心が強いと思われますGDPに焦点を当てて見てみたいと思います。

結論から申し上げますと、こうした変更による単独の影響としましては、名目GDPの水準は現行のものよりも低下するということが見込まれております。暫定的な試算では、0.4%程度と見込んでおります。

それだけでは少し分かりにくいので、図式化して御説明をいたします。

まず、左側に現行の日本のSNAの場合、つまり、私立学校を非市場のNPIと扱っている場合でございます。まず、私立学校の行うサービス生産というのが教育サービスということになりますけれども、それがどれぐらいになるかということでいきますと、SNAの国際基準でも日本の場合でもそうなのですが、非市場生産者の場合は、産出額というものはそれにかかったコスト、費用の合計で評価をします。これは市場において計測できる売上高がないあるいはあっても経済的に意味がないという考え方に基づくものでございます。

次に、こうして生まれたサービスの産出額は、どこかで誰かによって需要されているわけですけれども、一部は下の方にあります授業料という形で家計が最終消費支出をするという形で需要がされます。一部といいましても、先ほど見ていただいたように、これが実は7割超あるということでございます。

そして、費用合計で測った産出額と家計消費との差額がこのNPISHが自分で自家消費したとして、NPISH最終消費支出として扱うわけでございます。

この2つの合計が、いわゆる支出側のGDPの構成項目になっているということでございます。

次に、次回の基準で私立学校を市場NPIに移した場合にどうなるかということをやはり図でお示ししたいと思います。

市場性があるということになりますと、サービスの産出額というのは、もはやこれまでの非市場生産者のように生産費用の合計ではなくて、授業料などの売上高というベースで計測がされることになります。

そして、そのように産出されたサービスというものがどこで需要をされているかといいますと、やはり家計が最終消費支出をしている姿になります。

そうなりますと、左の現状の場合と比べてこの赤い点線の部分だけ棒の高さが低くなっているわけですけれども、つまり、従前のNPISH最終消費支出という要素の分だけ、GDPの水準が低くなるということでございます。この部分が、先ほど申し上げた0.4%程度というところに該当する部分でございます。

最後に、ここでは先ほどと同様に統計利用上の観点ということをまとめてお示しをしています。

第1に、市場か非市場かという考え方について、国際基準であります2008SNAと整合的な形をとりつつ、日本のSNAの中での一貫性が高まるということでございます。

2番目に、私立学校による教育サービスの産出額につきましては、1つ前のページで見ていただきましたように、これまでのように生産費用の合計という、ある意味、擬制的な考え方から、授業料などという形で売り上げ概念に変更されるということになります。その過程でGDPに影響があるという点につきましては、先ほど申し上げたとおりでござまいます。

第3に、諸外国ではどうかという点ですけれども、例としまして明朝体ですが、幾つかの例を示しております。いずれも各国における私立学校の制度部門上の扱いというのはそれぞれの実態に応じて異なっているということでございます。これらはヒアリングを行ってまとめているものです。

例えばアメリカではSNAの国際基準の考え方に従って、私立学校は非市場生産者と位置づけているということでございます。

カナダは逆に市場性のあるNPIということで、非金融法人ということで扱っているということでございます。

オーストラリアは少し特殊でして、本体系ではサテライト勘定で、サテライトというのは非営利サテライトというものがあるのですけれども、本体系の方ではオーストラリアのSNA上、家計とNPISHを分離できないという制約がある中で、便宜上、非市場のNPIすなわちNPISHとしているわけですが、別途作成しています非営利サテライト勘定というところにおきましては、このSNAの国際基準の分類の考え方に沿いまして、市場性のあるNPIとして扱うという考え方ということでございます。

スクリーン上の説明は以上でございますけれども、最後に恐縮ですが、再び1つ前の資料の資料3をお手元に御用意いただきたいと思います。

ここで、今の作成基準にはこの経済活動分類と制度部門分類について、それぞれ関連する記述がございますので、その御紹介をさせていただきます。

まず、大変恐縮ですが、先ほどの資料3の中の横長の参考3というものがございますが、 その1ページ目の右側のパネルを見ていただきたいのですけれども、上の方に、3の(2) ということで「経済活動分類」というものがあるかと思います。

現行の作成基準では、読み上げますと「産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに、経済活動分類を定め、当該分類を公表する」とありますけれども、先ほど御説明しましたように、次回の基準改定の案では、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者という区分は取りやめるという考え方ですので、この部分については削除という形で左側に変化をお示ししております。

もう一つの制度部門分類の考え方ですが、実はこれにつきましては、今回の位置づけ変 更によっても作成基準の変更は必要ないのではないかと考えております。

同じ資料3の表から4枚目の別紙2というところ、これは縦長になりますけれども、分かりにくくて大変申しわけございません。その別紙2の中の2ページ目になりますが、真ん中から少し下にオというものがありまして「対家計民間非営利団体」というものがあるかと思います。

これは変更案なのですけれども、現行の作成基準も全く同じ記述なのですが、ここでは、 まさに政府によって支配されるものを除いてとありますけれども、政府よって支配される ものを除いて、非市場の財貨やサービスを提供する非営利団体と書いてございます。

もう少し上の方に、アというものがありますけれども「非金融法人企業」というところを見ていただきたいと思います。そこでは「財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる 非営利団体も含まれる」となっております。

このように、今回の私立学校の取り扱いの変更というのは、ある意味、現行の作成基準に完全に合致すると言えますので、逆説的ではありますけれども、今回の変更案によって、 作成基準を変更する必要性はないのではないかと考えた次第でございます。

御説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

○中島部会長

ありがとうございました。

今回のパワーポイントによる御説明は大きく言って2点あって、1つはいわゆる国際産業分類、ISICにあわせて経済活動別分類を変更しよう、それに加え、OECDのクエスチョネアにも適用できるような形に持っていきたいという部分と、2点目は、私立学校の扱いとして、今までは対家計民間非営利団体として扱われていたものを、非金融法人企業に分類する。ただ、これは作成基準には既に書かれていることなので、格付を変えるということで、作成基準の変更そのものではないというお話でした。

ということで、今の事務局からの御説明に対して、委員の先生から御意見を承りたいと 思います

御意見のある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

宇南山審議協力者、どうぞ。

○宇南山審議協力者

先に、経済活動別分類の変更のところなのですが、資料4の3ページ目にありまして、現行のJSNA大分類というものがあって、その次のページに次回改定案があるわけですが、文字どおりに読み取ると、政府サービス生産者と産業で重複しているのは、電気・ガス・水道とサービスの部分だけなのかという印象があるのですが、もしそうであるならば、例えば、電気・ガス・水道が新しいところでも、政府サービス生産の部分と産業の部分というように、マトリックス的に書くことができるのかというのが1つの質問です。

もう一つはこの公表の仕方として、恐らくみんな分類のやりくりが一番気になると思うので、これは昔の分類だったらこれをこちらに足し算して、これをこちらに足し算すれば新しい基準になるのだと。典型的に言えば、電気・ガス・水道を今までの政府と産業を足せば新しい電気・ガス・水道だねという理解になるかと思うのですが、その理解で正しいかをまず確認させていただければと思います。

先に進めてよろしいですか。

○中島部会長

では、それでお答えをいただきましょう。お願いします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

御指摘にございましたけれども、政府サービス生産者の中で、電気・ガス・水道業とサービス業は重複するという御理解ということで、基本的にはそのとおりなのですが、電気・ガス・水道業の中で、例えば廃棄物処理とか下水道というものが含まれております。

サービスの中には、教育ですとか研究といったものがございます。あと、公務と位置づけている中で、社会福祉のようなものもあるわけですけれども、こういった(1)から(3)に細かく含まれているものをそれぞれ取り出して、先ほどのもので言いますと、次回の案の中で、例えば電気・ガス・水道業とか、あるいは教育ですとか、あるいは12番の専門・科学技術、業務支援サービスとか、15番の保健衛生・社会事業などに散りばめていくというのが発想でございます。

とりあえず、産業の分類、経済活動の分類としましては、このISIC対応ということを考えておりまして、これに対してマトリックス的にということもございますけれども、作業負担上の課題もありますし、幾つか検討課題もあると考えております。

○宇南山審議協力者

趣旨としましては、マトリックス表記をするべきだということではなくて、伝え方としてISICに合うのは非常にいいことだというのは賛同するのですが、やはり、利用者としての関心は現行から新基準に移る際の対応の方が気になるところかと思いますので、そちらがもう少し明確になるような表章をしていただくと分かりやすいかという点です。

○中島部会長

その点については納得していただける感じですか。できる限りということになると思いますけれどもね。

- ○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 まず、対応関係というのは、きちんとお示しできるのではないかと思います。
- ○中島部会長

では、もう一つの御意見、御質問をお願いします。

○宇南山審議協力者

もう一つ、私立学校の方なのですが、資料の8枚目で教育は売上高生産費用比率が71%で、その他が46.4%というので、だから、教育は産業の方に入れていいのではないかということだと思うのですが、その他というのが、いろいろなものが入っているのだと。それで46.4%だとすると、うまく分けられない中で、事後的に見ると教育がそうなっていたというので基準を適用しようという精神は理解できるのですが、その他の中に50%を超えるものはほかにはないのかという部分は若干気になっていて、どう私立学校を切り出してきたのかという基準がもしあればという質問と、あともう一つは小さいところなので続けて言わせていただくと、次の9ページ目のところで、NPIの分類をしていきますという表なのですが、NPIをまず定義して、その後、市場と非市場と分けて、それで非市場のうち政府支配がないとNPISHとなっているのですが、これも論理的に言うと、どこにも対家計であるというくくりがなくて、非市場で政府の支配がないと突然家計サービスであるという分類になっていて、右側は対企業かどうかで分けているとなると、対企業のNPIのうち、非市場生産というのはないのかという疑問につながるのですが、そこをもし分かればお願いします。

○中島部会長

ありがとうございます。

では、お答えをお願いします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

まず、1点目の御質問ですけれども、その他という部分で50%を切っているわけですが、 もう少し細かく見てどうなのかという御質問だと思いました。

こちらは手元の中でデータを確認して今回こういう判断をしているわけですけれども、例えば労働団体ですとか、政治団体ですとか、学術文化団体といったものがこういったその他の中に入ってくるわけですが、これらはいずれも生産費用の売上高が生産費用の50%未満ということになっております。

1点だけ、宗教団体というものがございまして、そちらについて同じように見てみますと、実はこの宗教団体の売上高の概念というのが非常に難しくて、いわゆるお布施ですとか拝観料ですとか、さまざまなものから成っていて、そこを売り上げなのかあるいは家計からの寄附という部分もなかなか分けるのが難しくて、これを区分するのがなかなか難しいということでございまして、厳密なところでは、それが50%以上になっているのか以下になっているのかというのは分からない状況でございます。

先に御質問に答えさせていただきますが、2点目の、9ページのところでこの区分で対 企業にサービスをしていて市場性がないものというのはないのではないかという御質問だ と思います。確かに、この国際基準を私どももかなり細かく読み込んでいるのですけれど も、おっしゃるように、全てのパターンが散りばめられていない感じもあるのですが、恐 らく考え方としてはこういうことと思います。

企業に対してサービスをしているというのは、先ほど申し上げたように典型的には経済 団体というものだと思います。それはいわゆる加盟企業からの会費、サブスクリプション ですね、そういったものが売り上げの概念であるとSNAマニュアル上も記述がされておりま して、対企業、企業に対してサービスをしている限りは、これは市場性があるものだとマニュアル上みなしているというのが恐らく考え方ではなかろうかと思います。

そういう意味では、マニュアルの中に一見、穴があるように見えるのですけれども、実は穴がないということなのではなかろうかと考えております。

○宇南山審議協力者

ありがとうございます。

○中島部会長

今の関連でも結構です。ほかに新しい御質問でも構いませんが、いかがでしょうか。 では、後藤先生、お願いします。

○後藤専門委員

今の宇南山先生の御発言に絡むことで、私からも御質問させていただきたく思います。 同じ資料4の3ページ、まさに、宇南山先生の一番最初に御質問をされたところなのですけれども、現行のJSNAではかつての3分類を取りやめて、国際基準に沿った形にしていくということなのですが、逆に、従来3区分があった1つの背景として、こういう理解でよろしいのでしょうかというご確認です。あえて政府サービス生産者というのを切り出していたというのは、かつて公社とか国に近い組織ながら、何らかのサービスは明らかに生産しているところがあったけれども、それが大体もう民営化されている。従って、国際基準に収れんさせていい時代に入ったという、大きな流れで言えば、そういう理解でよろしいのでしょうかというのが1つです。

もしそれでよろしいのであれば、逆に今度はかつてそういった国に近い組織としてやっていたサービス生産者をどこに分類していくのかという疑問が出てくるわけで、端的に申し上げれば、独法が、例えば研究開発型の独法などの提供するアウトプットというか、サービスというものがどういうところに分類されていくのか。その辺りをお伺いできればと思います。

○中島部会長

ありがとうございました。

お願いします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

前者のところですけれども、なかなか国際基準の中での考え方というのは難しいところがあるので、確たるお答えはできないわけですが、おっしゃるように、この産業、政府、

非営利という3区分というのは、68SNAの時のものでした。68SNAの際には、市場性とか、 非市場性とか、民間、公的といった区分が、少し今に比べますと曖昧な部分があったと思 います。

93SNA以降にそこの区分というものが明確化されまして、市場性がある、市場性がない。 政府によって支配されているのか、政府によって支配されていないのかということが明確 になって、2008SNAでさらに先ほどお示しした実施上の注意のような形でより分かりやすく なったという理解だと思っています。

そうした中で、この産業分類の考え方も、68SNAのような産業、政府、非営利から、そうではなくて、AからSまでですね。農林からサービスまで、まずは分けるという形になってきたということでございますので、恐らく、そういった背景はあるのではなかろうかと思います。

もう一つ、具体的に独立行政法人の研究機関がどこに入ってくるのかということでございますけれども、詳しくは次回のR&Dをやる際に御説明も併せてさせていただきたいと思いますが、端的に申し上げますと、例えば理化学研究所のようなところがございますけれども、これは制度部門では一般政府になりますが、ここの産業分類ということになりますと、4ページの左側のパネルがございますけれども、12番というところに「専門・科学技術、業務支援サービス」というものがございます。この中に研究開発機関というものが含まれるということで、市場性がない研究機関、例えば独法の機関がどこに入るのかという御質問に立ち返れば、この12番のところに散りばめられるという理解でございます。

○後藤専門委員

ありがとうございました。

我が国の実態も恐らくこういう表章の仕方に載せられる状況になってきているということと、国際的にもそういう問題意識が高まってきたこととが背景にあると理解いたしました。

それに絡めて、これで最後になりますけれども、先ほど宇南山先生のおっしゃられたことに近いのですが、ユーザー側としては、産業区分などが変わる時に、それをどう時系列的につなげるかということが一番関心のあるところですので、恐らく、その辺りは御配慮いただけると思うのですけれども、新旧対照表のようなものは是非御提供いただければと思っております。

○中島部会長

ありがとうございました。

ほかに、櫨先生、どうぞ。

○櫨専門委員

これはSNAのマニュアルに書いてあるからそうするということでしようがないのかもしれないのですけれども、私立学校の扱いにに違和感があります。そもそもマニュアルの50%という線引きがどうなのかと思うのと、授業料分だけが生産として出てくるということな

ので、例えば、政府で補助金のレベルが変わるとそれで産出が動いてしまうということになるのでは非常に変な感じがします。家計が払った分だけが産出額になるという、その考え方自体に違和感があります。それは例えば医療費だったら、費用が全部産出になっていて、家計の実際の支払い分と政府の支払の比率が変わっても影響を受けないので、そちらは分かりやすい。このやり方だと補助率が高まって家計が実際に払う授業料が減ると産出が減ってしまうということになるのではないかと思います。

○中島部会長

これはどうしますか。今の関連で、私立学校の件についてほかに追加の御質問はありますか。

○中村委員

前田委員から御意見が出ているとのことですので、それを御紹介いただいてからの方が 議論しやすいと思います。

○中島部会長

そういたします。

では、事務局から御紹介いただければと思います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

前田委員からの私見ということで御意見をお預かりをしておりますので、読み上げたい と思います。少々お時間をいただきますけれども、よろしくお願いいたします。

経済活動分類の変更については、本日の資料にも示されているとおり、産業別GDPの 国際比較が容易になるということやサービス業の細分化が図られ、ユーザーの利便性が 増すということから評価できると考えています。

これに対し、制度部門分類の精緻化(私立学校の取り扱いの変更)については、以下の3点から慎重な対応が必要と思われます。

第1は、私立学校をNPISHから民間非金融法人企業に移管することに伴い、私立学校教育に関する産出額、付加価値額の算定方法が変更されることの影響です。配布資料のように、私立学校に支払う授業料の総額を名目産出額とする手法を採用すると、「費用積み上げ」で名目産出額が計測される国公立学校に比べて、私立学校の名目産出額や名目GDPが小さくなることになります。大学教育や高等学校教育では、「国公立」と「私立」において類似のサービスが提供されていると考えるのが一般的でしょうから、計測方法の違いによって、「国公立」と「私立」において産出額や付加価値額が異なる水準となるのは適切ではないのではないでしょうか。

さらに、政府の学校教育に対する助成制度の変更に伴って、私立学校の名目産出額や名目GDPが大きく変化してしまうことも厄介な点です。例えば、数年前に導入された高校授業料無償化もその一つの例です。今回の計測方法の変更案を採用すると、高校授業料無償化に伴い、国公立高校の名目産出額は不変にもかかわらず、私立学校だけが名目産出額が減少することになります。実質的なサービスの質の変化を伴わない政策変更が

名目産出額を左右するのは望ましくありません。SNAにおいては、政策変更が名目産出額をかく乱させることがない計測手法一費用積み上げ方式一を採用するのが望ましいのではないでしょうか。

第2に、「50%ルールを機械的に適用するのが適当か」という問題です。今回は、当該ルールを適用して、私立学校の移管を行う方針としていますが、仮に当該ルールを厳格に適用するのだとすれば、他の部門でも移管が必要になるところが出てきます。例えば、一般政府(地方政府)に所属する「下水道事業」は、最近では料金収入が占める比率が50%を上回っています。しかし、その事実に着目し、これを「公的非金融法人企業」に移管しようとの計画はありません。これは「下水道事業」については、統計の継続性を維持することを重視しているためと思われます。私立学校についても、下水道事業と同様に統計の継続性を重視し、50%ルールを適用しない弾力的な扱いとするのが適当と思われます。

第3には、対家計民間非営利団体(NPISH)の国際比較可能性の問題です。配布資料にも記載されているとおり、私立学校をNPISHではなく、民間非金融法人企業に分類する国は限られており、2008SNA導入を機に分類を変更する国も見受けられないようです。こうした状況下、我が国だけが私立学校を民間非金融法人企業に分類を変更するのは、NPISHの国際比較可能性を低下させることになり、適切な対応とは言えないのではないでしょうか。

また、他国の「学校教育」が費用積み上げ方式でその産出額を計測される一方で、第 1の点で指摘したように、我が国の私立学校のみが「授業料」を基準に名目産出額が計 測されるのは、国際比較の面でも、統計ユーザーの利便性からは適切ではないと考えら れます。計測方法が異なる以上、教育に関するGDPの国際比較ができなくなります。日 本も全ての学校において、費用積み上げで名目産出額の計測を維持するべきです。

主要国で私立学校が学校教育に大きなウェイトを占める国は、日本のほか、米国と英国が存在しますが、いずれもNPISHのままとなるようです。日本だけが移管すれば、国際比較可能性が低下してしまいます。なお、本日の資料で示されているカナダは、私立学校が占める比率が僅少で、国際比較可能性への影響も小さいものとみられます。

以上のように、SNA統計ユーザーの利便性を考慮すると、今回の私立学校の取り扱いの変更は適切とは言えないのではないかと考えています。

以上が、前田委員からお預かりした御意見でございます。

○中島部会長

ありがとうございました。

それでは、関連していますので、櫨専門委員と前田委員の御質問に対するお答えという ことで。

○櫨専門委員

前田委員の御意見の高校授業料無償化ということについて、私立高校だけを取り出すと

50%切っているのではないかと思うのですけれども、それでも全体を非金融法人にするということなのですか。

○中島部会長

格付の問題でそれも併せてということですね。

では、回答をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

まず、幾つかに分けたいと思いますけれども、櫨先生から御質問のあった件につきましてのお答えを申し上げます。

まず、私立学校というものの区分をする際に、結局、制度部門として区分する際には、 最終的に貸借対照表まで含めて一連の勘定が存在する単位というものをその制度部門とし て位置づけることになっております。

御案内のように、高校などの場合は、例えば、学校法人としては大学というものがあって、その下に高校がついているということになりますので、最終的には、私立学校を学校 法人という1つのグループとして分類することになるということでございます。

そういう観点からいきますと、私立学校としては50%ルールを、上回るということにな ろうかと思います。

2010年度に高校授業料無償化というものが導入されましたけれども、2009年度と2010年度の数字を私立教育という形で見てみますと、それほどの大きな変更にはなっておりませんので、その一時点において格付に影響があるということではなかったのではないかと考えております。

○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

内閣府の経済社会総合研究所の丸山でございます。

前田委員のその他の点について、事務局としての考え方を御説明させていただきたいと 思います。

3つの論点に分けて御意見をいただいておりますので、それぞれごとに考え方を御説明 させていただきます。

まず、第1の論点として、国公立か私立かによって産出額の計測方法が異なるのは適切ではないのではないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、SNAの国際基準、これは08SNAでありましても、旧基準である93SNAでありましても同じですが、財やサービスにつきまして、品目として同一であっても、それが市場である場合もあれば、非市場である場合もあるという枠組みでありまして、それに応じて産出額の計測方法が異なるということが基本的に想定をされているということでございますので、そもそも市場か非市場かで産出額の計測方法が異なるというのは、ある意味、最初からこのSNAの国際基準では想定をされていることだということでございます。

今回の学校教育につきましては、そうしたサービスとしては同一の品目であっても、市 場性があるかないか、市場であるか非市場であるかという判断によって異なり得るという、 先ほど申し上げた国際基準の基本的に想定する1つの事例になっているということが言えるのではないかということでございます。

先ほど、多田課長からも御説明をしておりますけれども、助成等の制度の変更によって、この市場、非市場の区分が変わってくるのではないかという御指摘につきましては、どういうグルーピングでこれを計測するかといった問題もありますが、より一般論として申し上げれば、制度変更が実際に行われれば、その時点で変更の内容ですとか、市場性、非市場性の判断に与える影響を一つ一つ精査をして、その時点で制度部門の分類のあり方を検討するということではないかと考えています。

ただ、50%前後で非常に細かいところで、少しでも、0.1ポイントでも下回ったらまた区分を変えるのかどうかということにつきましては、もう少し安定的な動きも見極めながら、今、申し上げたような精査をしていくということが必要だと考えております。

それから、第2の論点、50%ルールについて弾力的に扱うことも適当ではないかという 御指摘もございましたけれども、まず、御指摘の中にありました下水道につきましては、 現行の日本のSNAでは、売上高が生産費用の50%を下回っているということを踏まえて、非 市場として一般政府に分類をしております。従って、この基準に沿って、次の基準改定の もとでも同様に、それを確認した上で一般政府との分類というのを維持する方向で考えて おります。

言葉を変えますと、内閣府において50%ルールの判断基準のもとで下水道が50%ルールから外れているというわけではなくて、これは50%を下回っているということで非市場、政府という分類をしている。例外的な扱いをしているわけではないということでございます。

第3の論点、国際比較の上で、日本だけ私学が市場生産者になるのは適当でないのでは ないかという御指摘でございます。

資料4で御説明をしましたとおり、これは最後の11ページでございますけれども、各国においては、それぞれSNAの国際基準を踏まえる中で、各国の実態に応じて私立学校の分類が行われている。実態が異なっているので、必ずしも私立学校の分類の帰属が一様でなくなっていると理解をしております。

日本におきましても、2008SNAという国際基準との考え方との整合性、そして、日本のSNAの中での政府諸機関の分類の考え方との一貫性というものを重視しまして、今回、私立学校の取り扱いについて50%ルールという考え方を採用して、制度部門を変更するということを御提案しているところでございまして、こうした考え方につきましては、統計利用者に丁寧に説明していくことが重要だと考えておりますけれども、あくまで市場か非市場かという国際的な基準にのっとって区分をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○中島部会長

ありがとうございました。

それに対して、中村委員、どうぞ。

○中村委員

私も私立学校をNPISHに分類するというのは以前から非常に疑問を持っておりまして、これは国公立の病院についてでありますけれども、国公立病院は非常に公共的性格が強くて、中には研究のウェイトが非常に高い病院もあるわけですが、でも、これは国公立病院も民間病院と同じく健康保険制度のもとに運営されているということで、これは市場生産者と公的非金融企業という分類をしているわけですが、これと比べて非常に均衡を欠くのではないかと前々から思っていたところであります。

前田委員の御意見に関するコメントという形で述べさせていただきますと、第1点と第3点、これについては、生産の計測方法が公立と私立では異なるのはおかしいという点と、GDPを大きく変えるという点、国際比較上の問題ということもだと思いますけれども、NPISHを民間非金融法人に移しても、非営利であるという点については変わらないわけです。ただ、それが市場であるか非市場生産者であるかという点が異なってくるわけですけれども、国際比較するに関しては、この市場であるか非市場であるか、これをきちんと国際比較する。ある国では市場生産者であるし、そうでない国もあるということ、これをきちんと比較することが重要なのではないかと考えます。

アメリカは非常に授業料が高いわけですが、それでもまだ政府の補助とか民間の寄附が大きいのでNPISHだということになっているわけで、日本の私立大学もそのようになって欲しいと思いますけれども、そういう比較をきちんとすること。これが重要なのではないかという気がいたします。

それから、GDPに大きな影響を与えることになるということに関しては、これは計算のやり方は幾つかあって、例えば私学助成をこれは政府が教育サービスを買い上げて、つまり政府消費としてそれを家計に現物移転している取り扱いにすると余り変わらないということもあるかと思われます。

2点目の下水道事業については、下水道は消費の分類でいうと、集合消費なのです。ですから、要するに、そのメリットを家計が受けているということではなくて、社会全般のために政府が消費しているということでありますので、ここの部分を事業と考えるのは、少し無理かと。そういう側面もあるのではないかという気がいたします。

ただ、そうすると、下水道料金とは何なのだろうか。これは、商品・非商品販売として 家計が最終消費しているとしていいのだろうかという疑問が出てきますけれども、ただ、 下水道については性格が異なると思われます。

私立学校について市場生産者であるかないかということに関しては、つい最近、報道がありましたけれども、大学の退学理由の2割が経済的理由であるということのようですので、大学の授業料、これが経済的に意味のない価格であるということは到底言えないという気がいたします。

○中島部会長

ありがとうございました。

今のことに関連するテーマで、ほかに御意見はありますか。

宇南山審議協力者、どうぞ。

○宇南山審議協力者

今、中村先生からあったのですが、海外の取り扱いは実態によりそれぞれ異なっているという話なのですが、取り扱いの違いが50%ルールと整合的であるのかどうかというのが、この資料だと分からないですが、中村先生のお話だと、アメリカはきちんと50%を下回っているということだそうですが、それは何か数字があれば教えていただければと思います。 〇多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

先ほど、資料で御説明する際に申し上げたとおりなのですけれども、実は、各国のどの機関がどこに入っているかというのは、公表情報ではなかなか詳細には、理由も含めてという形では書いていないという現状がございます。その観点で、ヒアリングを実際にメールベースなどで行いまして、それを踏まえて書いているのが今回の記述でございます。

アメリカにつきましては、聞いたところ、SNAの国際基準の考え方に従えば、私立学校は NPISHであるという回答をいただいております。

例えば、実際に私立大学の財務諸表というものを確認してみました。もちろん、全体ではなくて事例ということで確認をしてみたのですが、中村先生がおっしゃったとおりなのですけれども、直感的には授業料が高いイメージがあるのですが、実際は寄附金あるいは連邦政府からの補助金というものがかなりございまして、少なくともその事例では50%ルールという観点で照らすと、どうも下回っているようだと。つまり、NPISHであるということと整合的になっているということかと思います。

オーストラリアは、先ほど申し上げました本体系とサテライト勘定というのが微妙な扱いになっていまして、これもヒアリングで聞いてみたのですけれども、本体系は、いずれNPISHと家計というのを分離して表章したいのだけれども、今はなかなかそれができなくて、家計及びNPISHみたいな形になってしまっている。そういうこともあるので、非営利サテライトという形で何年かに一度作っているものの中で、非営利団体というものを詳しくやりたいということになっていまして、聞いた話を総合しますと、私立学校は50%ルール的には上回っているのですけれども、本体系では家計と一緒の中に示していて、NPISHとせざるを得ないのですが、非営利サテライト勘定という詳しくやっていく中では、私立学校はそのルールに従って市場性があると判断しているといったことでございました。

○宇南山審議協力者

ありがとうございます。

○中島部会長

ほかに、櫨専門委員、どうぞ。

○櫨専門委員

NPISHにするか非金融法人企業にするかというのは、50%というルールがあるという点は

分かりました。今、中村先生の話で家計の払った授業料の上に乗っている部分を政府消費 にするという考え方もあるとおっしゃったのですが、それはマニュアルとは整合的なので すか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

かなりグレーゾーンかという気もします。マニュアルもかなり分厚いもので、記述が抽象的な部分もありまして、考え方は大きく2つあると思います。

1つは、今回お示しした案が立脚していますのは、私学助成というものをいわゆるSNA上の補助金と位置づけるという案です。それはどういう意味かといいますと、サービスをより低廉に低い価格で提供するために、政府から企業に対して支払われているものというのはSNA上、補助金です。一般に想像される補助金より狭い概念なのですけれども、そういうことでございます。

もう一つの考え方は、先ほど中村委員からもありまして、今、櫨専門委員からも御指摘がございましたけれども、現物給付のような形で一旦、助成分も含めて教育機関がそれを産出して、政府が一度政府最終消費支出ということで買い上げをして、それを家計に現物移転という形で供与をするというやり方がございます。その場合は、中村先生がおっしゃったように、GDPの影響としては今回お示ししたものとは違う。少なくとも、は0.4%までにはならないということかと思います。

冒頭に戻りますと、それは私学助成をどちらにしたらいいのかというのは、なかなかマニュアルだけでは判断がつかないところもございます。

○櫨専門委員

それが可能なのであれば、家計が払った分は家計最終消費支出にして、補助金の部分は 政府消費にすれば、仮に今後、補助金のレベルが変わったとしても、それによって産出が 減るとかということはなくなるという望ましい方向になるので、検討してみていはどうか と思います。

○中島部会長

何かコメントはありますか。いいですか。

○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

今、御指摘いただいた中村委員、櫨専門委員の現物給付として扱うということについては検討させていただきたいと思いますけれども、例えば、よく導入してはどうかという議論に上るバウチャーみたいなものがございますが、バウチャーみたいなものであれば、恐らく現物給付というのがふさわしいかという感じがしますけれども、私学助成というのが機関に対して行われているということではないかと想像しますので、そうしますと、医療などと同じように現物給付として扱えるのかどうかということは慎重に検討する必要があるかと思っております。

○中村委員

私も現物移転として扱うのがいいと言っているのではなくて、そうすれば差は小さくて

済むだろうということを言っているので、やはり補助金の方が扱いとしてはずっと自然か という気はしております。

○中島部会長

ありがとうございました。

ほかに、いかがですか。

大学、高校ともこれから先は経営というか倒産もあり得るみたいな感じにもなってきて、 なかなか私の立場で言うのは難しいのですけれども、そういう感じではありましたね。市 場性の傾向は強くなってきている。

あと水道に関して、水道と比べるのは私も少し違和感があって、水道に料金がついているのは無駄遣いさせないためですね。これは生活にとって必要なものなので、できればただで使ってほしいけれども、ただにするともうめちゃくちゃ使ってしまうということがあって有料にしているのかという感じがします。少し性質が違う感じがします。

それでは、この私立学校のテーマについて御意見のある方はいらっしゃいますか。 後藤先生、どうぞ。

○後藤専門委員

本当に一言だけ申し上げます。結論的なことをいうつもりではないのですけれども、この問題は非常に判断の難しいグレーなところがあるなというのを認識したところでございます。確かに先生方のおっしゃるとおり、連続性あるいは国内比較性、国際比較性などの観点からは慎重な判断が求められると思う一方で、やはり市場性などの基準に基づいて、そもそもどういう経済活動を行っているのかという根本のところに立ち返ると、やはり、ある程度今回考えられている方向に持っていくのもうなずけるところではありますので、ここは多面的あるいは総合的な判断が必要かと思った次第でございます。

私自身、ここで結論めいたことを申し上げるわけではないのですけれども、非常に判断 の難しいところだと思いました。

○中島部会長

ありがとうございました。

この点については、よろしいですか。

宇南山審議協力者、どうぞ。

○宇南山審議協力者

現物給付として扱うというところで1点、自分の知識が足りないところなのですが、国立大学等の国公立の学校の扱いはどのようになっていたかを教えていただければと思います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

今、分かる範囲でお答えをしたいと思います。もし間違っていれば、ほかの方から補足をしていただきたいと思うのですが、基本的には運営交付金のような形になると思いますけれども、それは政府から政府への、中央政府から中央政府へのということになりますが、

経常移転という形になると思います。

○中島部会長

ありがとうございました。

よろしいですか。

そしたら、もし日銀から御意見があれば、どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役

ありがとうございます。日本銀行調査統計局の肥後でございます。

本日、最後に御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私の方から、私立学校の取り扱いの変更に際してSNAの基礎統計である資金循環統計を作成する統計作成者の立場から、その対応の難しさについて指摘させていただければと思います。

御案内のとおり、資金循環統計では、SNAに準拠した部門ごとの資産、負債残高や取引フローを作成しておりまして、内閣府の本日の御提案のとおり、私立学校をNPISHから民間非金融法人企業に分類換えということになりますと、資金循環統計におきましても、私立学校の資産負債残高等も分類に従って振りかえることが要請されると理解しております。

この場合、私立学校の資産・負債等の集計データが勘定科目ごとに存在していれば、資金循環での対応上の実務上の負担は大きくないのですが、実際のところ、そういったものは存在しておりません。ですので、資金循環統計でいわゆる金融勘定を実際に作成するとなりますと、基礎データの収集内容を見直す必要が生じてまいります。

具体的には、私立学校の財務諸表データを直接調査するのか、あるいは私立学校の取引相手となっている金融機関から収集をさせていただいている調査データの内容を見直すのかなど、推計方法のみならず、調査方法も含めた検討を行う必要があると考えております。

有力な方法は、やはり金融機関から収集させていただいている調査表の内容を変えるということではないかと思うのですが、この場合には、調査表の内容を単に私どもがお願いした様式を変更するだけではなくて、報告していただく金融機関自身に、例えば新たに私立学校の預金残高を何かフラッグを立てて集計してもらうというような大がかりなシステム対応を行ってもらうことになります。

これには、かなり大きなコストがかかりますので金融機関サイドに私立学校の預金残高 を集計することに関する社会的なメリットを説明して、それを御納得していただく必要が あると考えています。

正直なところ、なかなか50%ルールというSNA上、やや専門的な分類の基準を金融機関の皆さんに理解してもらうというのは、本日の議論の内容を踏まえても、なかなか難しいかと考えております。

資金循環統計の見直し作業は、この6月に見直し最終案を公表いたしまして、既に統計 作成に向けた実装作業に入っておりまして、終わるまで1年半程度となっております。こ うした状況では、今後、基礎データの収集を含めて作成方法の大きな見直しを行うのは、 今からではなかなか難しいと思っております。

基礎統計である資金循環統計が結果的に対応できないということになりますと、国民経済計算の金融勘定における対応も難しくなるのではないかと考えております。

この場合、実体面に限定して本日の議論があったような私立学校の取り扱いの変更を行うと、実物取引と金融取引との不突合が拡大してしまうという結果に作用するのではないかと考えております。

最後に、もう一つ付言させていただければと思うのですが、このように実体面と金融面が整合的になるように、日本銀行では、次回以降、議論に上がる予定でございますけれども、企業年金の年金受給権であるとか、雇用者ストックオプションの計上方法など、多くの点について国民経済計算部の皆さんとの意見交換を密に進めてまいりまして、国民経済計算を見直す時に歩調を合わせながら資金循環統計の見直しに取り組んでまいりました。これは、内閣府と日本銀行が歩調を合わせて統計を見直すことを進めることで、SNAの実物勘定と金融勘定の間にできるだけ不一致が生じないように最大限努力すべきであると私どもは考えてきたためでございます。

しかしながら、今回の私立学校の取り扱いの変更につきましては、過去に国民経済計算部との意見交換の会合を開かせていただいているのですが、その際には見直しの検討課題に上がっておらず、この5月になりまして、計算部から変更の方針が提示されたというものでございます。

このタイミングは、私ども昨年の10月に資金循環統計の見直しに関する改定案を皆さんにお示しいたしまして、その後、パブリックコメントを募集させていただいて、資金循環統計の見直し最終案をこの6月の初めに公表を行うというプロセスであったわけですが、タイミングはその直前ということでありまして、なかなか対応は難しいということで、こういった事情についても本部会の委員の皆様に御理解いただければということで、一言申し添えさせていただければと思います。

以上でございます。

○中島部会長

分かりました。ありがとうございました。

御意見をお聞きになって分かったと思うのですが、金融面の方、資金循環表もSNAの一部なので、そちらも今回の格付変更で当然変わってくるのだけれども、なかなかその変更は急には難しいというお話でした。ですので、それによってすべきかすべきではないかという判断はともかくとしても、実態面と金融面との間で、この一定期間、仮に日銀が将来的に対応してくださるとしても、若干の期間の乖離が生じてしまうということも含めて、今回、もしこの事務局から提案してくださった内容についてここで結論を出すとすれば、そこも含めてということになりますけれども、その点も含めて御意見、委員の方からございますでしょうか。

ある程度、実態面と金融面との乖離が一定期間続くことはやむなしと。もちろん、利用

者に対しては丁寧な説明をしていくということは必要だと思いますが、それについてはい かがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤専門委員

それは程度問題の部分があるとは思うのですけれども、ただ、私は最近も使った感触で申しますと、現時点でも実態面と金融面の乖離というのは、それなりに誤差脱漏としてあるわけですので、それがどの程度看過できないものに膨れ上がるかという、そのボリュームによって一つ判断が左右される部分があるのではないかという印象がございます。

○中島部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ということでありましたら、今日の段階でこの私立学校の取り扱い変更については違う 御意見も出されていますが、特に櫨先生のかなり慎重なお話、前田委員の御意見もありま したけれども、今の御議論をお聞きになって、例えば今回はあと時間が15分しかありませ んので、引き続きこの議論をするとなると次回ということになりますが、櫨先生以外の方 も結構ですが、もう一回このテーマについては議論した方がいいとお考えでしょうか。最 終的には結論を出さなければいけないのですが、もう一回やった方がいいか、その辺はい かがですか。まだ言い足りないことがあるというか、もう少しじっくり考えたいというこ とがあればおっしゃっていただければと思います。

○櫨専門委員

私は前田委員がいらっしゃらないので、ここで決めてしまうのはどうかと思います。

○中島部会長

それはほかの方についてはいかがですか。

時間の制約も若干あるのですが、確かに前田委員がいらっしゃらないので、前田委員からも何らかの今日の議論を受けた御意見の表明もあると思いますので、次回には結論を出したいと思いますが、次回までに前田委員には今日の議論の内容を御説明していたただいて、それである程度、お考えをまとめていただいて次回、もう一回こちらに出席して御意見を言っていただく。それを踏まえて結論を出すという感じでよろしいでしょうか。

○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

次回は結構重たい課題なので、前田委員の御出席の状況もありますけれども、よろしければ、次々回などでも。

○中島部会長

テーマ的にもっとと言っては変ですけれども、先ほどの4つのくくりでいくと大きなテーマがあるので、そういう点では余りこれに時間はとりたくないところです。ですので、そういう点で言えば、ある程度、前田委員が説明で納得していただければ、それでもいい

という感じでしょうか。

櫨先生、いかがでしょうか。御自身としてはもう少し議論をしたいという感じですか。

○櫨専門委員

私と同じように非常に違和感を覚える人がいると思うので、変更の説明を丁寧にしていただいた方が良いと思います。

○中島部会長

分かりました。

それでは、このテーマの扱いについては事務局と私とで相談させていただいて、次回、 時間がないようでしたら次々回、また、その扱い方についてもある程度前田委員の御意見 もお聞きしつつ考えたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その他の論点について、何か全体を通して御意見があればお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。今日は初回ということで、概要と私立学校というテーマがありましたが、次回からはもう少し本質的な話にもなっていくと思いますが、特にございませんか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。

今日はこれで終了として、次回、また引き続き検討を進めていきたいと思います。 では、次回の予定について、事務局からお願いします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

お手元、1枚紙で資料5というものを御覧下さい。

先ほどの資料にも少し書いておきましたが、次回は10月17日金曜日になりますけれども、 15時から17時ということでございます。

詳細につきましては、また追って御連絡を申し上げたいと思います。

○中島部会長

ありがとうございました。

では、今日の部会はこれで終わります。どうも御協力ありがとうございました。

以 上